

2 交流拠点等の整備に対する支援

2 交流拠点等の整備に対する支援	担当府省庁
(1)新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金：拠点整備事業)	内閣官房・内閣府
(2)地域再生支援利子補給金	内閣府
(3)都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)	国土交通省
(4)都市構造再編集中支援事業	国土交通省
(5)スモールコンセッション（先導的官民連携支援事業）	国土交通省

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度当初予算 2,000.0億円
(令和6年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

第2世代交付金の概要

- ▶ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※ 地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

地域再生支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局) 【地方創生支援利子補給金のうち】

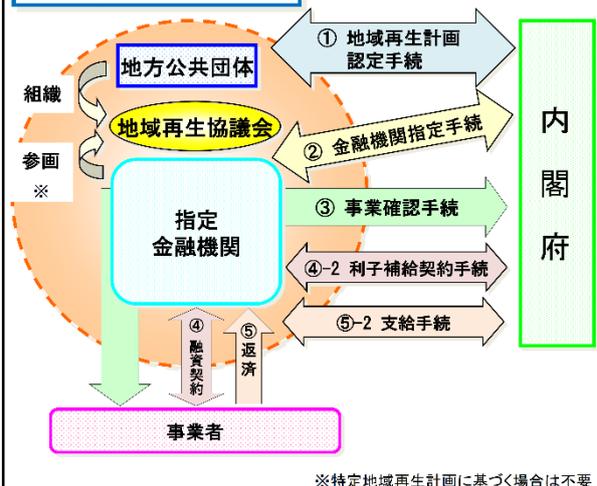
事業概要・目的

○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、デジタル等も活用して地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」という。)したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。



事業イメージ



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資(金融面での支援)を通じ、投資誘発、デジタル等も活用した地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。

<特定地域再生支援事業>

- ・ 地域住民の交通手段確保のためのコミュニティバス、デマンドバス等の取得
- ・ スポーツ施設など、地域住民の健康増進のための施設等の整備
- ・ 高齢者向け住宅、子育て支援施設、生活支援サービス拠点等の福祉施設の整備
- ・ 風力発電、太陽光発電、バイオマス燃料等の施設・設備の整備、グリーンビルディングの新設等
- ・ 遊休施設の活用

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

<p>○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効果的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。</p>	
<p>交付対象：市町村、市町村都市再生協議会 交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ） <small>※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%</small></p>	<p>施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区</p> <p>【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※1}から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）^{※3}かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設の設定方針を記載） 都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載 (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 <small>※1 〆の商業用・業務用用途で1棟あたり3本以上の駅線が通る ※2 〆の商業用・業務用用途に該当する駅線が1本以上通る ※3 〆の商業用・業務用用途に該当する駅線が1本以上通る</small></p>
<p>対象事業 ○市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業） <small>※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を併合・整備する場合、廃止された施設を除却等対象。 ※地域生活拠点内、専ら遊休区域等では、一部の基幹事業を除く。</small></p>	<p>【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】 ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と整合しない認められる区域 (1) 歴史的風致維持向上計画 (2) 観光圏整備実施計画 (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等</p> <p>【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】 ○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村^{※1}の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分） (1) 基幹市町村と連携市町村^{※2}が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 (2) 基幹市町村と連携市町村^{※2}が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。 <small>※1 基幹市町村、連携市町村は、都市計画区域を有しない市町村。 ※2 基幹市町村、連携市町村は、都市計画区域を有しない市町村。</small></p>
	<p>【要件④：産業・物流機能の強化】 ○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域（1）、（2）ともに、複数の要件を満たす必要） (1) 半導体等の戦略分野に関する国家的プロジェクトに関連する区域。（国家的プロジェクトは内閣府が決定） (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（同地面積が概ね10ha以上等の要件有り） <small>● 創い創人上乗のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野/産取組企業 ● 経済安全保障推進法に基づき「特定重要産業」に取組む企業 ● 創産業を促進する「水産物・水産加工品」の取組を推進する企業</small></p>

○ 地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産※1について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模※2なPPP/PFI事業※3を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につながる取組みである、スモールコンセッションを推進。

※1 廃校等の現在使われていない施設、住民から寄付を受けた古民家等 ※2 事業費10億円未満程度 ※3 コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営

■ スモールコンセッションの主なポイントと効果



【参考事例】

○ 旧刈田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業（岡山県津山市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2040年3月（約20年間）
 【事業費】約1.9億円
 【運営権対価】約74百万円※2023年3月まで無償
 【補助金】地方創生交付金、街なみ環境整備事業 ほか

個人から寄付された伝統的建造物に指定されている町家を活用した宿泊施設で、マーケット見合いの料金設定や、周辺飲食店との連携等の事業運営を実施。

■ スモールコンセッションに活用可能な主な予算支援

民間提案型官民連携モデリング事業

地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を民間事業者からの新たな官民連携手法（シーズ）により解決を目指す取組。民間事業者と国土交通省が一体となって新たな官民連携手法を構築し、全国の地方公共団体のモデルとして、地方ブロックプラットフォームなどを通じて横展開につなげていく。

スモールコンセッション形成推進事業

地方公共団体が、廃校や古民家等の遊休公的施設を活用する「スモールコンセッション」に円滑に取り組めるよう、プロジェクトの初期段階における様々な課題の解決をサポートする専門家の派遣を行う。

先導的官民連携支援事業

地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

<補助率・補助限度額>

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

（注）都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

○ 吉川小学校跡地の公共施設等運営事業（福岡県宮若市）



【事業手法】コンセッション方式
 【事業期間】運営権設定日～2055年3月（約30年間）
 【事業費】約11.5億円（※地2種換地の合計費用）
 【運営権対価】課税標準額相当額に50/1000を乗じて得た額に、当該年度の固定資産税相当額を加えた額を年額

宮若市と民間企業が連携協定を締結し、AI開発センターとして旧校舎棟を活用するほか、グラウンド、体育館を農業観光振興センターと地産地消レストランに整備。